

# 写真倶楽部 フォト森下会則

## 第1条（名称）

本会は写真倶楽部 フォト森下（略称：フォト森下）と称する。

## 第2条（事務局の所在地）

本会の事務局は、会代表の自宅とする。

## 第3条（目的）

本会は写真愛好者の集まりであり、会員の写真表現力の向上と、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第4条（活動の内容）

本会は前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- （1） 定例の写真撮影会の実施。
- （2） 各自の作品を持ち寄り、定例の講評会を実施して講師よりアドバイスを受ける。
- （3） 適宜の方法とタイミングで、活動結果の発表会を行う。
- （4） その他、本会の目的の達成に必要な活動。

## 第5条（役員）

- （1） 本会には、代表1名のほか、副代表、会計、総務などの役員を置くことができ、役員の総数は6名以内とする。
- （2） 役員の任期は2年とし、会員の承認により決定するが、再任を妨げない。
- （3） 代表、副代表、会計、総務などは、選出された役員の互選により選任する。
- （4） 役員数に過不足があるときは、会員の承認により補充・変更ができる。

## 第6条（運営）

- （1） 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。このうち、4月1日から9月30日の間を前期と言い、10月1日から翌年の3月31日の間を後期と言う。
- （2） 年度の会計決算を行い、会員の承認を受けなければならない。

## 第7条（会費）

- （1） 本会の活動のため、前期・後期に各々15,000円/人の会費を徴収する。
- （2） 新規入会時は、入会時の残存月数に比例した会費を徴収する。
- （3） 退会時は、原則として納入済みの会費を返却しない。
- （4） 会費の額は必要に応じて、会員の承認により変更できる。

## 第8条（入退会）

本会の目的に賛同し、本会の定める会則に同意した者は、役員会の承認をもって入会できる。

また、退会を希望する者は、その旨役員会に届け出て退会する。

## 第9条（個人情報の取り扱い）

本会は収集した個人情報を、本人の同意なしに第三者に提供しない。

## 第10条（雑則）

会則の変更は、会員の承認を経て変更する。

（付則） 1. 本会則は、2022年6月1日から実施する。